

## AM&T CHINA LEGAL UPDATE

---

### CONTENTS

#### I Lawyer's Eye

～中国(上海)自由貿易試験区について～ 中国・台湾弁護士 許 明義

#### II 中国法令アップデート

- 商標法(改正)(全国人民代表大会常務委員会)
- 最高人民法院による被執行者の預金に対するインターネット調査・凍結に関する規定
- 消費者権益保護法(第二次意見募集稿)
- 資産評価法(第二次意見募集稿)
- 当市の都市従業員の社会保険料納付比率の調整に関する通知(上海市人民政府)
- 中国本土と香港の経済貿易関係緊密化協定(補充合意十)
- 中国本土とマカオの経済貿易関係緊密化協定(補充合意十)

#### III 中国万感

～ドイツ産上海蟹～

ニューヨーク州弁護士 安 然

**◆上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)開設のお知らせ◆**

当事務所は、上海オフィスの開設に関する許可を中国の司法部から取得し、9月1日より業務を開始いたしましたので、お知らせいたします。中国の金融・経済の中心地である上海にオフィスを設置することにより華東地区以南の案件について利便性を向上させ、様々な中国関連案件に対し、これまで培ってきた中国業務の経験を生かし、中国の実情を踏まえたアドバイスを提供していく所存です。

**【上海オフィスの概要】**

名称： アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上海オフィス

代表： 弁護士 森脇 章

所在地： 中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号

上海環球金融中心 40 階

郵便番号:200120

TEL: +86-21-6160-2311(代表)

FAX: +86-21-6160-2312

E-MAIL: shanghai@amt-law.com

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

**◆シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆**

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

**◆東京オフィス移転のお知らせ◆**

当事務所は、業務と弁護士数の拡大に伴い東京オフィスを移転することとし、2013年7月17日(水)より下記の新オフィスでの業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。

**新住所**

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号

赤坂Kタワー

(電話・ファクス番号およびメールアドレスには変更ございません。)

アクセス等については[こちら](#)をご覧ください。

[http://www.amt-law.com/office3\\_a.html](http://www.amt-law.com/office3_a.html)

依頼者の皆様のご期待にお応えすべく、所員一同より一層努力する所存でございますので、今後とも倍旧のご厚誼、ご鞭撻をお願い申し上げます。

## I Lawyer's Eye



中国・台湾弁護士 許 明義

ここ最近、対外開放の目玉政策のひとつとして、「中国(上海)自由貿易試験区」(以下、「試験区」という)という試験特区の新構想が発表され、国内外から大きな注目を集めている。試験区は、早くも今年10月の初めから正式に運営が開始されるという。運営の初期は、上海市にある外高橋保税區、外高橋保税物流パーク、洋山保税港区、浦東空港総合保税區など四つの既存保税區エリアを自由貿易區に転用する予定で、総面積は約28.78平方キロに及ぶとされる。

試験区の構想案には、区域内で貿易や金融など6分野19業種におよぶ様々な既存の規制を大幅に緩和することが主要内容として盛り込まれている。この試験期間の成果を踏まえ、将来は区域外にも実施するなど中国の経済改革を一段と加速させ、国際基準に見劣りしない現代的な经济管理体制を整備することを目指す。構想案は、今年6月に上海市政府より提出されて以来、7月3日には国务院常务会议にて全体計画案が原則承認され、続いて8月30日には立法機関にあたる全国人民代表大会常務委員会が試験区内における外資投資企業法などで定める外資投資に関する事前の許認可手続きを届出制に変更するなど、急ピッチで各政府機関の承認を得ている。

現在、試験区の計画についてその詳細はまだ正式に発表されていないが、これまで公開された情報によると、大きく以下のような項目を盛り込むものとされている。

外資投資によるサービス業参入の拡大。具体的には、金融、航運、貿易、専門職業、文化及び社会など6分野計19種に及ぶ業種を対象に、従来の市場参入にかかる制限を大幅に緩和する予定。

ネガティブ・リストの管理方式への転換。外資投資については、参入前の内国民待遇を試し、ネガティブ・リストに明記された以外の部分は、内外資一致の原則に従い、外資投資に関する手続きをこれまでの事前許認可制から届出制へと変更する予定。

貿易や国際航運サービス業などの高度化。例えば、外高橋港と洋山深港、浦東空港等の国際港を連携させ物流の国際競争力を強化するなど。

金融分野の開放とイノベーションの強化。なかでも特に注目されるものとして、人民元の資本取引項目の自由化や金利の市場化などがあげられる。

試験区に相応する税制の実施。うち、試験区に奨励類と認定を受けた投資項目については、法人税の優遇税率の適用が可能になると一部の報道は伝えている。

行政管理体制の刷新。

上述のとおり、外資に対する規制緩和や開放策が一見、試験区構想の主要内容であるように見えるが、それだけではない。中国政府にとっては、改革のさらなる推進や政府職能転換の加速化、投資管理方法の刷新、経済転換の原動力作りなど高い戦略的目標も掲げられている。その背景には、廉価な生産コストを強みに製造業を発展させ輸出で外貨を稼ぐ、という従来の成長モデルでは限界が見えてきており、新たな次の成長戦略を模索しなければならないという中国政府の思惑があるからであろう。近年、中国の対外貿易や直接投資の受け入れが相対的に低迷するなか、こうした上海自由貿易試験区の様々な大胆な試みを通して如何に局面を打開することができるのか、また外国人投資者に対してどのようなビジネスチャンスを生み出すことができるのかが大いに期待される。今後も引き続き観測していきたい。

## Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

### 最新中国法令の解説

#### <知的財産権>

##### 商標法(改正)(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法(改正法)は、現行の商標法の改正法である。本法では、商標権侵害行為の態様として、他人による商標権侵害行為のために故意に便宜を図り、商標権侵害の実行に協力している場合が含まれることが明示されたほか、意見募集段階から存在した、悪意による商標権侵害につき、実際に生じた損失の3倍を上限として賠償額が定められる制度(懲罰的損害賠償制度)も盛り込まれた。

(2013年8月30日公布、2014年5月1日施行)

[原文] [全国人民代表大会常務委員会关于修改〈中华人民共和国商标法〉的决定](#)

#### <民事執行>

##### 最高人民法院による被執行者の預金に対するインターネット調査・凍結に関する規定

[ポイント] 預金等の金融機関に所在する財産について、オンラインでの財産調査や凍結を可能にする司法解釈である。本規定の下では裁判所が電子署名の付された通知を発し、金融機関がこれに従い対象となる預金口座の凍結等を行うことになる。なおかかる手続を採るためには裁判所と金融機関とのネットワークが確立されている必要があるが、最高人民法院と中国工商銀行、中国銀行等の銀行は覚書を締結してネットワークの確立を推進することを確認している。

(2013年8月26日公布、同年9月2日施行)(法釈[2013]20号)

[原文] [最高人民法院关于网络查询、冻结被执行人存款的规定](#)

#### <消費者保護>

##### 消費者權益保護法(第二次意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2013年5月15日付けニュースレターにおいて紹介した第一次意見募集稿に続く消費者權益保護法の改正案である。第一次意見募集稿の特徴としては、(1)個人情報保護等の消費者の権利の強化、(2)一般的なリコール規定の創設等の事業者の責任の強化、(3)インターネット等を通じた通信販売に関するクーリング・オフの創設、(4)危険な商品・サービスの販売等に対する行政罰をこれまでの違法所得の1~5倍から1~10倍への引き上げが挙げられるが、本第二次意見募集稿では、(a)クーリング・オフの例外規定、(b)インターネットのプラットフォームにより事業を行う者が一定の場合に消費者に対して当該プラットフォームの出店者と連帯責任を負う旨を定める規定等を新たに定めている。

(意見募集期間:2013年9月6日~同年10月5日)

[原文] [中华人民共和国消费者权益保护法修正案\(草案\)\(二次审议稿\)](#)

#### <資産評価>

##### 資産評価法(第二次意見募集稿)

[ポイント] 本法(第二次意見募集稿)は、資産評価機構などが行う資産評価行為について定めたものである。第一次意見募集稿では、資産評価機構の設立につき、工商登記前に資産評価業

管理部門の審査確認を行うものとしていたが、本法では、工商登記後に資産評価業管理部門に対して届出を行うものとされ、設立手続が緩和されている。

(意見募集期間:2013年9月6日～同年10月5日)

[原文] 中华人民共和国资产评估法(草案)(二次审议稿)

#### <社会保険(上海市)>

##### 当市の都市従業員の社会保険料納付比率の調整に関する通知(上海市人民政府)

[ポイント] 本通知は、上海市において、社会保険料の納付率を変更するものである。具体的には、養老保険、医療保険について使用者負担部分を各1パーセント、失業保険について使用者負担部分を0.2パーセント引き下げ一方、生育保険については使用者負担部分を0.2パーセント引き上げるなどの調整が行われる。

(2013年8月28日公布、同年10月1日施行)(滬府発[2013]62号)

[原文] 关于调整本市城镇职工社会保险缴费比例的通知

#### <CEPA>

##### 中国本土と香港の経済貿易関係緊密化協定(補充合意十)

##### 中国本土とマカオの経済貿易関係緊密化協定(補充合意十)

[ポイント] 本協定は、中国本土と香港、マカオの経済貿易緊密化協定の補充合意である。本補充合意では、コンピュータ、不動産、環境、医療サービス、社会サービスなどの28項目の領域における市場参入条件を緩和する内容となっている。

(2013年8月29日(香港)、30日(マカオ)締結、2014年1月1日施行)

[原文] 《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》补充协议十

《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》补充协议十

#### ※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>



# 中国万感



## 【ドイツ産上海蟹】

ニューヨーク州弁護士 安 然

去年の9月、上海蟹に関する一つのニュースが流れた。もともと中国特有の種である上海蟹(チュウゴクモクズガニ)がいつの間にかドイツに持ち込まれ、ドイツの生態系に多大な悪影響をもたらしたというものであった。そのことに対して、ネット上で、ドイツに食いしん坊の中国人を百人送り込んで、その蟹を食べてしまえばよいのではというユーモラスなコメントを残した人がいた。

今年の上海蟹の季節が近づき、ある企業がドイツの上海蟹を食べるという発想を実現しようとした。8月18日に「聚劃算」というオンラインショップがドイツ産上海蟹の予約販売を始めたところあつという間に注目を集め、3日のうちに30万匹超が注文されたという報道があった。

そんな中、中国国家品質監督検査検疫総局は8月22日に、ドイツ産上海蟹を中国に輸入するためにはドイツ政府からの申請と中国の輸入者からの申請、さらには輸入する蟹に対する一連の厳しい検疫を経る必要があるが、今回の販売はまだそれらの手続を経ていないためドイツ産の上海蟹を購入しないよう消費者へ勧告した。

その後の9月3日、「聚劃算」は輸入手続の不備により計画通りドイツ産上海蟹を配送できなくなったため、代金を全額返還し、さらに代金額の30%を注文者に賠償することを発表した。注文した人々の中には、ドイツ産上海蟹を食べ損なって残念だったが、30%の賠償金をもらえていい投資だったというコメントがあった。

今年のドイツ産上海蟹販売はあわただしく幕を閉じたが、中国人の上海蟹に対する情熱を考えるといつかこのプロジェクトは成功するのではないかと思う。



(写真: Kentaro lemoto [http://commons.wikimedia.org/wiki/File:Shanghai\\_hairy\\_crab\\_\(4178989634\).jpg](http://commons.wikimedia.org/wiki/File:Shanghai_hairy_crab_(4178989634).jpg))



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

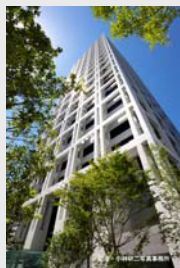
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
胡 絢静	安 然	
許 明義		
呉 暁青		

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号  
赤坂Kタワー  
Tel: 03-6888-1000 (代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>



### 安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号  
北京發展大廈 809 室  
郵編 100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law.com](mailto:beijing@amt-law.com)  
URL: <http://www.amt-law.cn>



### 安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表處

中華人民共和國上海市浦東新区  
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階  
郵編 200120  
Tel: +86-21-6160-2311(代表)  
Email: [shanghai@amt-law.com](mailto:shanghai@amt-law.com)